

職域追加接種の前倒しに伴う留意事項等について

企業等向け説明会

令和4年1月17日

厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 追加接種の更なる前倒し等

2. 職域追加接種の前倒しに伴う留意事項

- (1) クール設計等への影響・変更点
- (2) 接種計画の登録・変更方法等
- (3) その他（ワクチン配送に向けた必要な手続き）

【12月17日付け事務連絡】

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種する場合の考え方

- 新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について整理

〔初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について〕（令和3年12月17日付予防接種室事務連絡）

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

2か月前倒し可能

(1) 対象者

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院・有床診療所の入院患者

(2) 実施手順

共通事項

- 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先する
- 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、**初回接種の完了から6か月以上の間隔**をおいて実施する
- 追加接種の実施時まで市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日事務連絡）の内容に従って追加接種の事務を実施する
- 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応する

医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者

- 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行う

通所サービスの利用者・従事者

- 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行う

病院・有床診療所の入院患者

- 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施する

2. その他の高齢者（令和4年2月以降）に対する追加接種

1か月前倒し可能

市町村は、1（1）に掲げる者であって（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、**令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後**に追加接種を実施することができる

【1月13日付け事務連絡】 初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種する場合の考え方②

- ❑ オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用し、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について更なる整理を実施
- ❑ 本事務連絡及び12月17日付け事務連絡の内容について十分了知等の上、**各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただきたい**

「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔

2か月前倒し可能

(1) 対象者

医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等以外の高齢者（一般高齢者）

(2) 接種間隔

- 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。
- ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔

1か月前倒し可能

(1) 対象者

医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者（その他の一般の者）

(2) 接種間隔

- 市町村及び**職域接種を実施する企業・大学等**は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者（以下「その他の一般の者」という。）に対して、**令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。**
- ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過しているその他の一般の者に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

追加接種のワクチン供給計画

1 / 13更なる前倒し後

国は以下の前倒しに必要なワクチンを自治体に供給する。

①a) 本年1月から、医療従事者等（約600万人）、b) 高齢者施設等入所者等（約900万人）の接種間隔を2ヵ月前倒し

②c) 本年2月から、その他高齢者（約1,700万人）の接種間隔を1ヵ月前倒し

③c) 本年3月から、その他高齢者の接種間隔を更に1ヵ月前倒し、d)一般・職域（約5,500万人）も1ヵ月前倒し

※目途が立った自治体では、市中にある未使用ワクチンなども活用して、②・③についてさらに前倒しを行う。

追加接種のタイミング (2回目接種時期)		R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)
医療従事者等		← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
高齢者	高齢者施設等利用者	← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
	その他		← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
一般	高齢者施設等従事者	← 2ヵ月前倒し可		← 2ヵ月前倒し可					
	その他			← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
職域					← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可

【1月13日付け事務連絡】追加接種の速やかな実施

- 初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の取扱い等について示したことを踏まえ、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項を整理

「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付予防接種室事務連絡）

※職域追加接種関連部分を抜粋

1. 追加接種の進捗に関する情報等について

(略)

特に12月事務連絡に基づき早期の追加接種を行った医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については、接種券なしでの追加接種が行われている場合や、ワクチン記録接種システム（VRS）への入力を市町村において行っている場合に、**VRSへの接種実績の登録が随時行われないことがあるが、追加接種の実績が早期に登録されるよう、医療機関等に対する呼びかけや、市町村における登録の実施等により早期の登録を図ること。**

(略)

3. 接種券の発行等について

追加接種を受けることを希望する者が、**速やかかつ円滑に接種を受けられるよう、12月事務連絡及び1月事務連絡の内容を踏まえ、接種券を発送すること。**具体的には、既に接種券を発送済みである場合を除き、各市町村の接種体制も踏まえ、1月事務連絡に掲げる医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者については初回接種の完了から6か月が経過した段階で、また、**その他の一般の者（1月事務連絡に掲げるその他の一般の者をいう。以下同じ。）については初回接種の完了から7か月が経過した段階で早期に接種を受けることができるよう、接種券を発送すること。**

(略)

追加接種の実施時まで市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の内容に従って、追加接種の事務を実施すること。

1/13 後藤厚生労働大臣ぶら下がり会見での大臣発言（抄）

追加接種の前倒しの実施について

今般、オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、**感染拡大に更なる万全を期す必要があります。**こうした中で、昨年末に購入に成功したモデルナ社ワクチンも含め、この先数ヶ月の輸入予定量の目途が、企業との間で整いました。**この新たな供給計画も踏まえて、更なる追加接種の前倒しを行うこととしました。**

国としては、政府在庫を持つことなく、輸入されたワクチンを順次配送して、**以下の前倒しを可能とする量のワクチンを確実に供給してまいります。**

追加接種の前倒しについて、具体的には、

- ①本年1月から、医療従事者等（約600万人）、高齢者施設等入所者等（約900万人）の接種間隔を6か月
- ②本年2月から、その他高齢者（約1,700万人）の接種間隔を7か月に加えて、今般

③本年3月から、その他高齢者の接種間隔を6か月に、一般の方や職域会場では7か月と短縮します。

その上で、各自治体におかれましては、これらの接種間隔の前倒しを計画通りに実施することに加え、さらに、ワクチンの量や接種体制等に余裕がある場合、順次前倒しを行って頂きますよう強く要請したいと考えています。

追加接種の促進について

各市町村におかれては、できる限り早いタイミングでワクチンを接種するため、**接種券の送付の加速化**に加え、**接種券が間に合わない場合**には、既にお示ししております**接種券なしでの接種の方法も活用**してください。

（中略）

本日から、追加接種について、都道府県ごとに、毎月の接種対象となりうる方の数、実際の接種回数及び配布したワクチンの量を、ホームページに公表しますので、ぜひ、取組みの参考としていただければと思います。

その際の接種実績は、VRSで登録頂いた数字でお示しすることになりますので、**接種を実施された場合には速やかにVRSへ登録してください。**

（以下略）

1. 追加接種の更なる前倒し等

2. 職域追加接種の前倒しに伴う留意事項

(1) クール設計等への影響・変更点

(2) 接種計画の登録・変更方法等

(3) その他（ワクチン配送に向けた必要な手続き）

職域追加接種の前倒しのポイント

見直し内容の概要

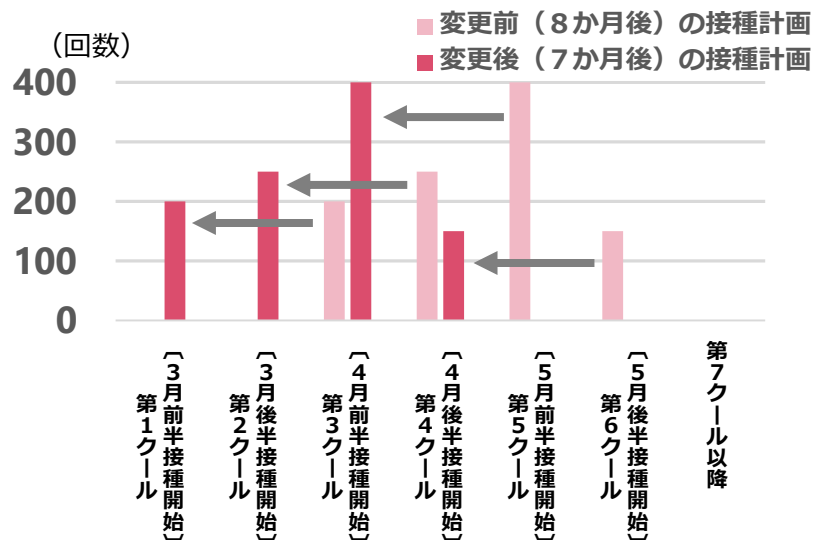
- これまで、職域追加接種の対象者は「2回目接種の完了から**原則8か月以上経過した者**」としてきた。
- 今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用することで、**職域追加接種の接種対象者の接種間隔を1カ月前倒し**、「2回目接種の完了から**7か月以上経過した者**」(*)とする。

(*) 接種計画に基づき配送されたワクチンの範囲内において、予約キャンセル等による未使用ワクチンも活用して、2回目接種完了から6か月以上7か月未満の間隔の接種対象者も接種可能

職域追加接種の前倒しに伴う必要な対応と留意事項

(1) 1か月前倒し接種（2回目接種から7ヶ月後）を前提とした接種計画を立てること

〔各会場の接種計画*の見直しイメージ（例）〕



(2) 1か月前倒し接種を可能とする職域接種体制の確保

接種計画の最速の接種開始時期：2月28日週（第1クール）

運用による最速の接種開始時期：2月21日週*に
ワクチンが届き次第、
接種を可能とする。

<参考>

2021年6月21日週から職域接種が本格始動（1回目）

2021年7月19日週以降が職域での2回目接種の開始時期

1か月前倒し後（7か月後）

2022年2月21日週以降が職域での3回目接種の開始時期

*第1クール（3月前半接種開始分）に必要なワクチンは2/21週から配送される予定ですので、最速でワクチンが必要な場合は第1クールに計画を入力ください。

職域追加接種の接種対象者に関するご質問（QA）

Q1. 職域接種会場において、その他の一般の者の取扱いとして自治体にも示されているように、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種の実施も可能なのか。

- ・ 職域接種会場においては、初回接種の完了から7か月の間隔を前提とした接種計画に基づいて配送されたワクチン量の範囲内において、予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が発生した場合、当該職域の接種対象者の中で前倒しを行い、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種を実施した場合でも、予防接種法上の予防接種として認めることとします。

Q2. 職域接種会場で高齢者を接種する場合は、初回接種完了から6か月以上経過した後で接種してよいのか。

- ・ 高齢者に関しては、全ての高齢者に対して、3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされたところです。
- ・ このため、高齢者については、最速でも2月下旬以降の追加接種開始となる職域接種会場の設置を待つのではなく、接種体制の整っている自治体接種会場において、追加接種が可能となる時点での速やかな接種を、職域接種会場等からご本人に勧めていただきたいと思います。
- ・ それでもなお、高齢者ご本人が職域接種会場での追加接種を希望される場合には、当該高齢者に対し初回接種の完了から6か月以上経過した後で追加接種を実施することについては、妨げるものではありません。

職域追加接種の前倒しに伴うクール設計等への影響について

- ワクチン配送予定週は、接種開始予定週の前週としているところ、**職域接種会場にワクチンが届き次第、接種開始を可能**とする。
- このことにより、職域追加接種の接種対象者の1か月前倒しの接種実施を可能とする接種体制の確保を図っていく。（※）
- このため、**今般の職域接種の1か月前倒しに伴うクール設計及びワクチン配送スケジュール等の変更は行わない。**

※1 第1クールのワクチン配送予定週は2月21日週

※2 初回接種を最速で実施した職域接種会場での被接種者の初回接種完了は7月下旬。接種間隔を1か月前倒しした7か月後は2月下旬。

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
ワクチン配送予定週（第1クール） ※ ワクチンが到着次第、接種開始を可能とする						
27	28	1	2	3	4	5
接種開始予定週（第1クール）						

職域追加接種のクール設計とワクチン配送スケジュール等 (3～5月接種開始の場合)

1 / 13更なる前倒し後

- 職域追加接種で用いるワクチンは、**原則(※1) 2週間に1度**の頻度で配送することを予定している。
- 前倒し後もクール設計及びワクチン配送スケジュール等については、以下予定どおりとし、変更は行わない。**

追加接種 クール名称	接種計画登録/変更締切		分配量決定	(希望会場における 初回配送クールのみ) 冷凍庫配送	ワクチン配送	接種予定期間
		【うち、冷凍庫貸与 希望の初回登録の方】				
第1クール (3月前半接種開始)	1/31(月) 15時	左同	2/3(木)	2/14週	2/21週	2/28～3/13
第2クール (3月後半接種開始)	2/15(火) 15時	2/8(火) 15時	2/17(木)	2/21週	2/28週	3/14～3/27
第3クール (4月前半接種開始)	3/1(火) 15時	2/22(火) 15時	3/3(木)	3/7週	3/14週	3/28～4/10
第4クール (4月後半接種開始)	3/22(火) 15時	3/15(火) 15時	3/24(木)	3/28週	4/4週	4/11～4/24
第5クール (5月前半接種開始)	4/5(火) 15時	3/29(火) 15時	4/7(木)	4/11週	4/18週	4/25～5/8
第6クール (5月後半接種開始)	4/19(火) 15時	4/12(火) 15時	4/21(木)	4/25週	5/2週	5/9～5/29

※1 祝日等を考慮し、頻度が前後するクールもありますので、ご確認の上、ご承知置きください。

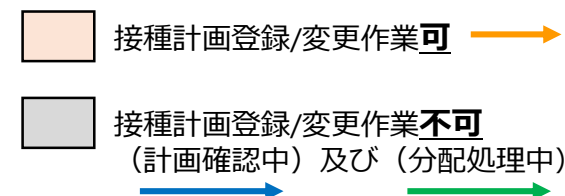
第7クール以降は、2週間毎に上記同様のスケジュールを繰り返すことを想定(詳細は、1/12(水)企業等向け説明会資料参照)

職域追加接種計画の登録/変更、厚労省の確認スケジュールについて

- 厚労省では、登録された接種計画の内容について、原則、週次で確認等を行います。厚労省が**計画確認中又は分配処理中**の間は、**登録・変更の作業をすることができません**。スケジュールをご確認の上作業を行ってください。

<第1～第3クールのスケジュール>

日	月	火	水	木	金	土
2022/1/2	3	4	5	6	7	8
					接種計画登録開始 登録期間①	
9	10 (祝)	11	12	13	14	15
登録期間①						
16	17	18	19	20	21	22
登録期間①			計画内容確認期間 (計画確認中)			登録期間②
23	24	25	26	27	28	29
登録期間②			計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間③	
30	31	2022/2/1	2	3	4	5
登録期間③	15:00 第1クール 登録/変更締切	第1クールの 分配処理期間 (分配処理中)		第1クール 分配量決定	登録期間④	
6	7	8	9	10	11 (祝)	12
登録期間④			計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間⑤	
13	14	15	16	17	18	19
登録期間⑤		15:00 第2クール 登録/変更締切	第2クールの 分配処理期間 (分配処理中)	第2クール 分配量決定	登録期間⑥	
20	21	22	23 (祝)	24	25	26
登録期間⑥			計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間⑦	
27	28	2022/3/1	2	3	4	5
登録期間⑦		15:00 第3クール 登録/変更締切	第3クールの 分配処理期間 (分配処理中)	第3クール 分配量決定	登録期間⑧	



以後は、火曜までに登録があった分を
水・木曜に確認する (=会場側作業不可)
スケジュールを繰り返すことを想定

職域追加接種計画の登録/変更、厚労省の確認スケジュールについて

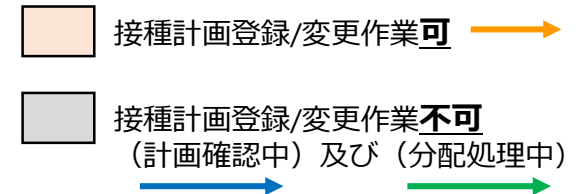
- 追加接種の更なる前倒しに伴い、**厚労省の計画内容確認期間（作業不可）**のうち**1月19日から21日の3日間**は、計画内容確認期間から**登録期間（作業可）**に変更します。（その他の変更点も以下のとおり追記します。）

<第1～第3クールスケジュール>

日	月	火	水	木	金	土
2022/1/2	3	4	5	6	7	8
					接種計画登録開始 登録期間①	
9	10 (祝)	11	12	13	14	15
登録期間①						
16	17	18	19	20	21	22
登録期間①						
23	24	25	26	27	28	29
登録期間①		15:00✗	計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間②	
30	31	2022/2/1	2	3	4	5
登録期間②	15:00 第1クール 登録/変更締切	第1クールの 分配処理期間 (分配処理中)		第1クール 分配量決定	登録期間③	
6	7	8	9	10	11 (祝)	12
登録期間③		15:00✗	計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間④	
13	14	15	16	17	18	19
登録期間④		15:00 第2クール 登録/変更締切	第2クールの 分配処理期間 (分配処理中)	第2クール 分配量決定	登録期間⑤	
20	21	22	23 (祝)	24	25	26
登録期間⑤		15:00✗	計画内容確認期間 (計画確認中)		登録期間⑥	
27	28	2022/3/1	2	3	4	5
登録期間⑥		15:00 第3クール 登録/変更締切	第3クールの 分配処理期間 (分配処理中)	第3クール 分配量決定	登録期間⑦	

**1 / 13更なる前倒し後
(変更後)**

変更箇所



以後は、火曜**15時**までに登録があった分を
水曜・木曜に確認する(=会場側作業不可)
スケジュールを繰り返すことを想定

1. 追加接種の更なる前倒し等

2. 職域追加接種の前倒しに伴う留意事項

(1) クール設計等への影響・変更点

(2) 接種計画の登録・変更方法等

(3) その他（ワクチン配送に向けた必要な手続き）

職域追加接種の前倒しを踏まえた接種計画の登録・変更作業の方法

- 職域追加接種を実施する企業・大学等は、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされました。これを踏まえ、以下の状況に応じて、接種計画の登録・変更作業を行って下さい。

※ 各クールごとの計画登録・変更のメ切前でも、厚労省の内容確認等期間は計画の登録・変更作業ができませんのでご注意ください。

<登録・変更方法>

既に接種計画を提出済みであり、厚生労働省の接種計画確認前に、接種計画の変更を行う場合

▶ 接種計画の登録時と同様、V-sysから接種計画の登録・変更画面に入り、変更後の計画量を登録してください。

これから接種計画を登録する場合

▶ V-sysから接種計画の登録・変更画面に入り、前倒しを踏まえた接種計画を登録してください。

厚生労働省の計画内容確認期間における確認終了後に接種計画の変更を行う場合

▶ 接種計画量の下方修正及び配送希望量以外の事項については、V-sysから変更が可能です。

※初回登録時より多い接種計画量への変更を行う場合は、厚生労働省予防接種室までご相談ください。

職域追加接種の前倒しを踏まえた接種計画の変更方法（想定されるケース例）

- ❑ 職域追加接種を実施する企業・大学等は、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされました。これを踏まえ、8か月以上の接種間隔を空ける前提で登録済み又は検討中の接種計画の内容について、以下の状況に応じてご検討の上、接種計画を登録又は変更してください。

<想定されるケース例>

ケース1 .接種会場や提携医療機関等の接種体制の調整がつき、接種開始週を当初の予定から1か月早めることが可能な場合で、かつ、全ての接種対象者の1か月前倒し接種が可能な場合

- ▶ 全ての接種対象者の接種を1か月前倒しする場合は、当初予定していたワクチン接種計画量を、当該クールよりも2つ早いクールのワクチン接種計画量に変更する形で、接種計画を登録又は変更してください。

【例】第3クール（3/28～4/10接種）、第4クール（4/11～4/24接種）での接種を予定していた場合は、それぞれのクールの接種計画量を、第1クール（2/28～3/13接種）、第2クール（3/14～3/27接種）に変更。

ケース2 .接種会場や提携医療機関等の接種体制の調整がつき、接種開始週を当初の予定から1か月早めることが可能な場合で、接種対象者の業務の都合等により一部の接種対象者の1か月前倒し接種ができない場合（**冷凍庫**利用での実施申込みをしていた会場）

- ▶ 1か月前倒し接種分の接種計画量を当初より2つ早いクールに変更し（ケース1を参照）、残りの接種分の接種計画量を当初予定していたクールのままにする等、当該実態に即した形で、接種計画を登録又は変更してください。

ケース3 .ケース2と同様の場合（**冷蔵庫**利用での実施申込みをしていた会場）

- ▶ 2週間を超える期間の接種計画が登録される場合、冷蔵保管は認めておりません。一部の接種対象者の前倒しに伴う計画変更により、冷凍庫の貸与を新たに希望される場合は厚生労働省予防接種室までご相談ください。

職域追加接種の前倒しを踏まえた接種計画の変更方法（想定されるケース例）

- 職域追加接種を実施する企業・大学等は、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされました。これを踏まえ、8か月以上の接種間隔を空ける前提で登録済み又は検討中の接種計画の内容について、以下の状況に応じてご検討の上、接種計画を登録又は変更してください。

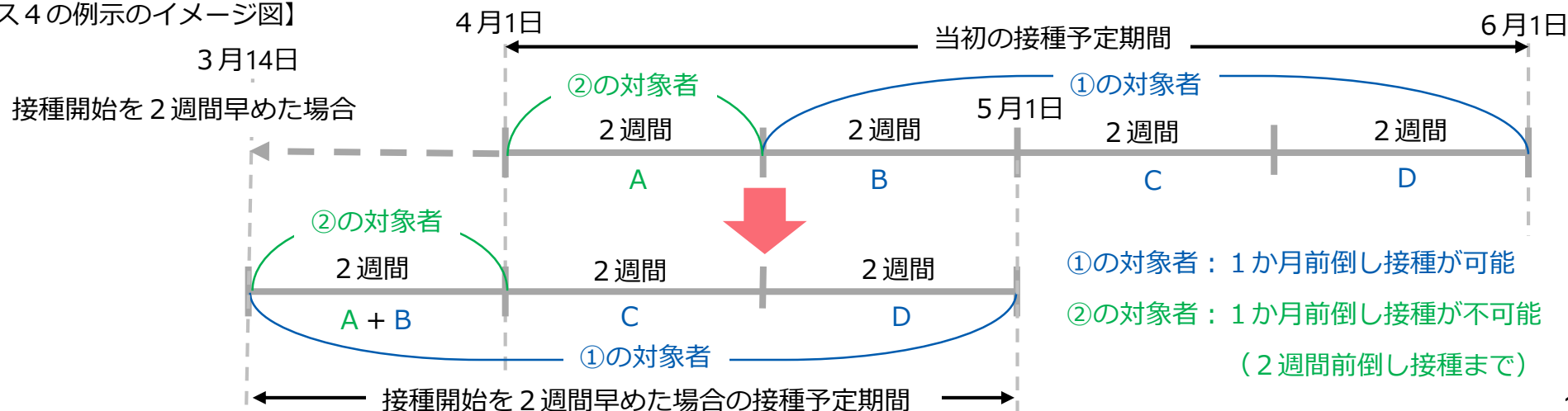
<想定されるケース例>

ケース4. 接種会場や提携医療機関等の接種体制の調整の都合上、接種開始週を当初の予定から1か月早めることが困難な場合

- まずは、**可能な限り、全ての接種対象者の1か月前倒し接種が可能となるよう、接種体制を調整してください。**
- それでもなお、やむを得ない事情で、接種会場の接種開始日を2週間しか早められない等の場合は、
 - 1か月前倒し接種が可能な接種対象者のワクチン接種計画量は、2つ早いクールに変更し（ケース1の例を参照）、
 - 1か月前倒し接種が不可能な接種対象者については、自治体接種会場での1か月前倒し接種が可能である旨の案内をするとともに、それを考慮して接種計画を見直す形で、接種計画を登録又は変更してください。

※ なお、冷蔵庫利用での実施申込みをしていた会場は、ケース3も同様に当てはまります。

【ケース4の例示のイメージ図】



追加接種計画の登録の流れについて〔サマリー〕

1. V-SYSにログイン

V-SYSのログイン画面から、追加接種のID（※）を用いてログインします。
 ※V-SYS ID継続利用の方は1,2回目接種と同じID、新規発行の方は新規ID

salesforce

ユーザ名
sample123@v.sys

パスワード

ログイン

ログイン情報を保存する

パスワードを忘れましたか?

2. V-SYSトップ画面

厚生労働省

ワクチン接種計画の登録 (職域追加接種)

ホーム画面から、「ワクチン接種計画の登録（職域追加接種）」を選択します。

※追加職域を申請していないV-SYS IDでログインしても上記のボタンは出ません

（※V-SYSログイン後、もし上記画面が出ない場合は）

厚生労働省

ワクチン管理システム

画面右上のプルダウンから、「ワクチン管理システム」を選択します。

3.追加接種計画の登録

接種計画の登録・変更

ワクチンの接種計画を登録してください。
 (接種に必要な針・シリンジの数量は自動入力されます。必要に応じて修正してください。)

計画変更月切	接種計画/分配商品	接種用針・シリンジの必要数量
2022/01/31 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 4 箱 = 600 回接種分	100本 × 9 箱 = 900 本
2022/02/15 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 3 箱 = 450 回接種分	100本 × 7 箱 = 700 本
2022/03/01 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 2 箱 = 300 回接種分	100本 × 5 箱 = 500 本
2022/03/22 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 3 箱 = 450 回接種分	100本 × 7 箱 = 700 本
2022/04/05 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 0 箱 = 0 回接種分	100本 × 0 箱 = 0 本
2022/04/19 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 0 箱 = 0 回接種分	100本 × 0 箱 = 0 本
2022/08/23 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 0 箱 = 0 回接種分	100本 × 0 箱 = 0 本

※初期登録時の総ワクチン箱数を超過する計画変更を行う場合には、国の確認が必要です。

接種計画の合計
150回接種分 × 1 箱 = 150 回接種分
現在の計画 150回接種分 × 12 箱 = 1800 回接種分

登録/変更する

あらかじめ計画した接種計画のワクチン、針、シリンジの必要量を登録します。
 1, 2 回目の接種時とは異なり、残余ワクチンの回収はありませんので、残余ワクチンが発生しないよう、あらかじめ綿密な計画を立ててください。

（登録手順・スケジュール詳細は次項以降参照）

4.登録完了

国の確認（又は再確認）が必要になりますが、よろしいでしょうか？
 （なお、一度国の確認を受けた内容から総量に変更が無い場合又は下方修正する場合は追加の確認は不要です。）

OK キャンセル

3.で「登録/変更する」を選択すると、左のようなポップアップが出ますので「OK」を選択して登録完了です。厚生労働省の確認をお待ちください。

登録は1つのV-SYS IDごとの作業になります。複数の接種会場で接種を行う場合は、申込みで発行されたIDごとに操作1～4を繰り返してください。

追加接種計画の初回登録について 〔前項「3.追加接種計画の登録」詳細（1）〕

- **追加接種計画の初めての登録（＝初回登録）は、なるべく1月31日（月）15時までに行ってください。**
- ワクチン配送は登録された接種計画に基づき分配量を決定して行われますので、初回登録以降、**計画に変更がない限り、1・2回目接種時のようにクールごとの希望量の登録は不要**となります。
- なお、接種計画量の合計が2回目接種実績から過度に多い場合や、1,000回接種/会場を過度に下回る場合等、登録された接種計画の内容に応じて厚労省がヒアリングを行うことがあります。
- 接種計画量の変更はP12記載の作業不可期間以外は随時可能ですが、**「初回登録時の接種計画量の合計」がその会場の基準値**となります。接種計画量を初回登録時の箱数の合計から変更する場合、厚労省の再確認が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

3.追加接種計画の登録-（1）

接種計画の登録・変更

ワクチンの接種計画量を登録してください。

クール	計画変更 \checkmark 切	接種計画量/分配実績	針・シリンジ必要量
2/28～3/13接種 (2/21週配送)		計画中ワクチン 150回接種分 × 4箱 = 600回接種分	100本 × 9箱 = 900本
3/14～3/27接種 (2/28週配送)	\checkmark	計画中ワクチン 150回接種分 × 3箱 = 450回接種分	100本 × 7箱 = 700本
3/28～4/10接種 (3/14週配送)		計画中ワクチン 150回接種分 × 2箱 = 300回接種分	100本 × 5箱 = 500本
4/11～4/24接種 (4/4週配送)	\checkmark	計画中ワクチン 150回接種分 × 3箱 = 450回接種分	100本 × 7箱 = 700本

①：ワクチン接種計画量（箱数）を登録します。
配送は箱単位で行われますので
1箱150回接種分で登録ください。
初回登録では、自会場の全クール分の計画量を記載する必要があります。接種計画の無いクールは、「0箱」と登録してください。

②：①で登録したワクチンの接種計画量に基づき、針・シリンジの数量が自動入力されます。
必要に応じ、減らすことが可能です。

上段にワクチン接種期間、下段にワクチン配送週が表示されています。
自会場の接種計画と合うクールを確認のうえ、計画を登録ください。

各クールにおける接種計画登録・変更の \checkmark 切が表示されています。
 \checkmark 切前でも、厚労省の確認期間中等は計画の登録・変更作業ができませんのでご注意ください。
(作業不可期間はP12参照)

追加接種計画の初回登録について

〔「3.追加接種計画の登録」詳細（2）〕

3.追加接種計画の登録-（2）

接種計画の登録・変更

ワクチンの接種計画量を登録してください。
〔接種に必要な計・シリンジの数量は自動入力されます。必要に応じて修正してください。〕

接種計画の登録・変更	接種計画の登録・変更	接種計画の登録・変更	接種計画の登録・変更	接種計画の登録・変更
2022/01/31 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 4箱 = 600回接種分	100本 * 9箱 = 900本		
2022/02/15 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 3箱 = 450回接種分	100本 * 7箱 = 700本		
2022/03/01 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 2箱 = 300回接種分	100本 * 5箱 = 500本		
2022/03/22 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 3箱 = 450回接種分	100本 * 7箱 = 700本		
2022/04/05 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 0箱 = 0回接種分	100本 * 0箱 = 0本		
2022/04/19 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 0箱 = 0回接種分	100本 * 0箱 = 0本		
2022/06/23 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 + 0箱 = 0回接種分	100本 * 0箱 = 0本		

※初期登録時の総ワクチン箱数を超過する計画変更を行う場合には、国の確認が必要です。

初期登録時 150回接種分
* 箱 = 回分接種

現在の計画 150回接種分
* 12箱 = 1800回分接種

登録/変更する

初回登録作業時には数値は表示されません。
初回登録後、厚労省の確認を終えると数値が表示されます。
この、初回登録時の「接種計画量の合計」が
その会場の基準値となり、以後常に同じ値で表示されます。

③：ページ下部の「現在の計画」欄に、①で登録した
ワクチンの箱数の合計と接種回数の合計が自動的に
反映されます。
自会場の接種計画量と相違がないか確認してください。

④：③の確認が終わり次第、「登録/変更する」を
選択してください。

⑤：ポップアップが出ますので、「OK」を選択し、
初回登録を完了してください。

⇒「OK」選択後の画面表示はP20をご参照ください。
※登録が正常に完了しても、メールは届きません。
厚労省の確認をお待ちください。

※初期登録時の総ワクチン箱数を超過する計画変更を行う場合には、国の確認が必要です。

接種計画量の合計

初回登録時 150回接種分
× 箱 = 回分接種

現在の計画 150回接種分
× 12箱 = 1800回分接種

登録/変更する

国の確認（又は再確認）が必要になりますが、よろしいでしょうか？
（なお、一度国の確認を受けた内容から総量に変更が無い場合又は下方修正
する場合は追加の確認は不要です。）

OK

追加接種計画の初回登録について 〔「3.追加接種計画の登録」詳細（3）〕

3.追加接種計画の登録-（3）

⑥：登録完了後、厚労省の確認が終了すると、結果通知がメールで届きます。

送信元：厚生労働省 予防接種室

メールアドレス：tsuikasyokuiki@mhlw.go.jp

代理送信：noreply@salesforce.com

メール件名が「【V-SYS】職域追加
接種計画登録 結果通知」の場合

- 接種計画について、厚労省の確認が終了した状態です。
- ワクチンの分配量通知をお待ちください。

メール件名が「【V-SYS】職域追加接種
計画内容修正のお願い」の場合

- 接種計画について、見直しが必要な状態です。
- 厚生労働省予防接種室から電話にてご連絡しますのでお待ちください（メール通知よりも先に電話がいく場合がありますのでご了承ください）。
- ご連絡は、追加接種の申込みでご登録頂いた、「職域追加接種担当者」の方宛てに行います。

厚労省による確認

＜ポイント1＞計画内容が1,000回/会場を下回っていないか。

〔留意事項〕 1つの接種会場で1,000人に満たない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に相談が必要となります。

＜ポイント2＞（冷蔵庫での保管を予定している場合）
冷蔵庫でワクチンを保管可能な
接種計画となっているか。

〔留意事項〕

2週間を超える期間の接種計画が登録されていた場合、冷蔵保管は認めておりません。

（注意）2回目の接種実績から追加接種の計画内容に乖離がある場合等に、確認が必要な場合がありますので、予めご承知置きいただきますようお願いいたします。

(参考)

P18.⑤ : 初回登録作業で「OK」を選択し、登録が完了した場合の画面表示

接種計画の登録・変更

ワクチンの接種計画量を登録してください。
(接種に必要な針・シリンジの数量は自動入力されます。必要に応じて修正してください。)

初回登録時箱数を超えた計画が入力されています

	計画変更メロ	接種計画量/分配実績	接種用針・シリンジの必要数量
2/28~3/13接種 (2/21週配送)	2022/01/31 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × <input type="text" value="4"/> 箱 = <input type="text" value="600"/> 回接種分	100本 × <input type="text" value="9"/> 箱 = <input type="text" value="900"/> 本
3/14~3/27接種 (2/28週配送)	2022/02/15 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × <input type="text" value="3"/> 箱 = <input type="text" value="450"/> 回接種分	100本 × <input type="text" value="7"/> 箱 = <input type="text" value="700"/> 本
3/28~4/10接種 (3/14週配送)	2022/03/01 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × <input type="text" value="2"/> 箱 = <input type="text" value="300"/> 回接種分	100本 × <input type="text" value="5"/> 箱 = <input type="text" value="500"/> 本
4/11~4/24接種 (4/4週配送)	2022/03/22 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × <input type="text" value="3"/> 箱 = <input type="text" value="450"/> 回接種分	100本 × <input type="text" value="7"/> 箱 = <input type="text" value="700"/> 本

※初期登録時の総ワクチン箱数を超過する計画変更を行う場合には、国の確認が必要です。

接種計画量の合計

初回登録時
150回接種分
× 箱 = 回接種分

現在の計画
150回接種分
× 箱 = 回接種分

初回登録時箱数を超えた計画が入力されています。

登録/変更する

初回登録作業で「登録/変更する」→「OK」を選択し、登録が正常に完了した場合、画面上部と画面下部の2か所に画面のような文言が自動的に表示されます。

(システム上の初期値が0箱のため)

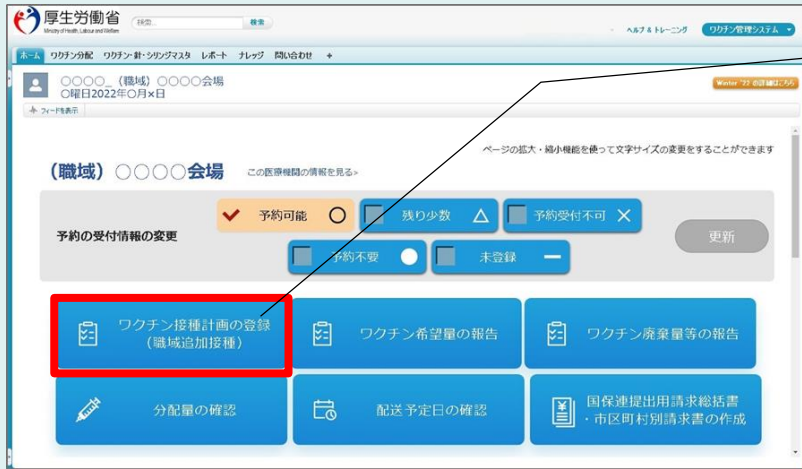
文言が表示された場合、接種計画の初回登録は正常に完了しておりますので、厚労省の確認をお待ちください。

追加接種計画の変更について

〔※初回登録から計画を変更する必要がある場合のみ〕

- ワクチンの分配は登録された接種計画に基づいて行われます。計画に変更がない限り、1・2回目接種時のようにクールごとの希望量の登録は不要です。変更する必要が無い場合は変更作業を行わないようご注意ください。

●追加接種計画の変更



①：追加接種のV-SYS IDでログインし、ホーム画面から、「ワクチン接種計画の登録（職域追加接種）」を選択します。

②：変更後の計画量を登録します。

※計画変更は切前の欄だけ変更可能です。切前でも、厚労省の確認期間中等は計画の変更作業ができませんのでご注意ください。（作業不可期間はP12参照）

クール	計画変更切	接種計画量/分配実績	針・シリンジ必要量
2/28～3/13接種 (2/21週配送)	2022/01/31 15:00 (分配量確定済)	分配済みワクチン 150回接種分 × 4 箱 = 600 回接種分	※分配時計画ワクチン 4箱 (600回接種分) 100本 × 9 箱 = 900 本
3/14～3/27接種 (2/28週配送)	2022/02/15 15:00 (分配量確定済)	分配済みワクチン 150回接種分 × 3 箱 = 450 回接種分	※分配時計画ワクチン 3箱 (450回接種分) 100本 × 7 箱 = 700 本
3/28～4/10接種 (3/14週配送)	2022/03/01 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 4 箱 = 600 回接種分	100本 × 9 箱 = 900 本
4/11～4/24接種 (4/4週配送)	2022/03/22 15:00	計画中ワクチン 150回接種分 × 4 箱 = 600 回接種分	100本 × 9 箱 = 900 本

※初期登録時の総ワクチン箱数を超過する計画変更を行う場合には、国の確認が必要です。

接種計画量の合計

初回登録時 150回接種分
× 12 箱 = 1800 回接種分

現在の計画 150回接種分
× 11 箱 = 1650 回接種分

登録/変更する

③：ページ下部「現在の計画」欄に、変更後の合計箱数・接種回数
が反映されていることを確認し、「登録/変更する」を選択します。

※変更が正常に完了しても、メールは届きません。

初回登録時より多い接種計画量への変更の場合、厚労省から
確認結果通知メール又はお電話でご連絡しますので、確認をお待ちください。

(参考1) V-SYS操作_まずはマニュアルをご覧ください

V-SYSの操作マニュアルは、V-SYS内の「ナレッジ」に最新のを格納しています。
操作方法でわからないことがあった場合は、まず操作マニュアルをご確認ください。



V-SYS操作マニュアルのダウンロード

操作マニュアルをダウンロードしたい場合は、各マニュアルのページの左上の「ダウンロード」を押して保存してください。



1月17日以降、職域追加接種の前倒し等も踏まえた最新の操作マニュアル(更新版)のダウンロードができます。

1. 追加接種の更なる前倒し等

2. 職域追加接種の前倒しに伴う留意事項

(1) クール設計等への影響・変更点

(2) 接種計画の登録・変更方法等

(3) その他（ワクチン配送に向けた必要な手続き）

ワクチン・針シリンジの分配量の確認について

- 2月4日以降、クール設計に基づくスケジュールに沿って、順次、「分配量確定済」のワクチン、針・シリンジの分配量を確認することができます。

厚生労働省
City of Health, Labour and Welfare

①：追加接種のV-SYS IDでログインし、ホーム画面から、「分配量の確認」を選択します。

（職域）○○○○会場

予約の受付情報の変更

ワクチン接種計画の登録（職域追加接種）

分配量の確認

（参考）ワクチンの分配量のみを確認する場合

分配量は「接種計画の登録・変更」画面からも確認することができます。分配量が確定すると、企業・大学等が入力した接種計画のワクチンの箱数（接種回数分）が右の欄（緑の枠）に表示され、左の欄（青の枠）に実際の分配量が表示されます。

接種計画の登録・変更

ワクチンの接種計画量を登録してください。（接種に必要な針・シリンジの数量は自動入力されます。必要に応じて修正してください。）

計画変更時期	接種計画/分配量	接種用針・シリンジの必要数量
2022/01/31接種 (2/23開始済)	2022/01/31 15:00 (分配量確定済) 分岐済みワクチン 150回接種分 4 箱 = 600 回接種分	※分配時計画ワクチン 4箱 (600回接種分) 100本 × 9 箱 = 900本
2022/03/15接種 (2/28開始済)	2022/03/15 15:00 (分配量確定済) 分岐済みワクチン 150回接種分 3 箱 = 450 回接種分	※分配時計画ワクチン 3箱 (450回接種分) 100本 × 7 箱 = 700本
2022/03/01接種 (3/14開始済)	2022/03/01 15:00 計画済ワクチン 150回接種分 300 回接種分	100本 × 5 箱 = 500本
2022/04/10接種 (4/14開始済)	厚生労働省が入力した実際の分配量 450 回接種分	
2022/05/08接種 (4/18開始済)	0 回接種分	

企業・大学等が入力した接種計画のワクチンの箱数（接種回数分）

30-2 医療機関別のワクチン・針・シリンジの分配量（近日に限る）

ワクチン・針・シリンジ	【分配量 （最小包装単位）】	分配量 （バイアル数・本数）	分配量 （接種回数）	納入予定日	納入予定日（注）
モナメナワクチン(10バイアル)	10	240	3,600	2021/06/11	
モナメナワクチン(10バイアル)	10	240	3,600	2021/06/18	
モナメナワクチン(10バイアル)	10	240	3,600	2099/12/31	
希釈用シリンジ(100本)	0	0	0	2021/06/04	
希釈用シリンジ(100本)	0	0	0		
希釈用シリンジ(100本)	0	0	0		
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800	2099/12/31	
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800		
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800		
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800	2099/12/31	
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800		
接種用シリンジ(100本)	48	4,800	4,800		

②：「【分配量（最小包装単位）】」列、「分配量（バイアル数・本数）」列及び「分配量（接種回数）」列で、ワクチン・針・シリンジの分配量を確認します。

※各クールの分配量決定日（P●参照）以降、V-SYSで必ずご確認ください。

冷凍庫（ディープフリーザー）台数の登録について

- 円滑なワクチン配送に必要な手続きになります。
- **最初のワクチン配送週の前週までに必ず登録してください。**

①：追加接種のV-SYS IDでログインし、ホーム画面から、「この医療機関の情報を見る」を押します。

冷凍庫が届いたらすぐに電源を入れ、**ワクチン受け取りの前日までに予冷を確実にお願いします。**その際、温度ロガーで-20±5℃であることを確認してください。

厚生労働省より貸与希望の方は、冷凍庫が届き次第、**当日中に（遅くとも翌日までに）台数情報を変更してください。**正しい台数が入力されていない場合、**円滑なワクチン配送に影響を及ぼす可能性があります。**
※**自前の冷凍庫を利用する場合も、台数情報を速やかに登録してください。**

②：ページ最下部にある「申込」欄を確認し、情報を編集したい会場の申込番号を押します。
※ページ上部にある「編集」ボタンを押しても、編集を行うことはできません。

④：所有している冷凍庫（-20℃）の台数を入力してください。厚生労働省より貸与を受けた場合など、所有台数に変更があった場合は、速やかに情報を変更してください。
※所有していない場合は、「0」を入力してください。

③：「編集」ボタンを押します。